

## はじめに

2014年度（平成26年度）年報の発刊をお知らせします。

千葉県衛生研究所は、県の健康福祉行政における科学的・技術的中核機関として、健康福祉部関係課、保健所、医療機関及び他の自治体などと連携を図り、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導、並びに情報等の収集・解析・提供を行っています。

具体的には、県の施策や計画を的確に推進するため、健康・感染症に関する疫学調査、健康危機事案に係る細菌、ウイルス等の検査、医薬品、食品、飲用水等の試験検査及び調査研究、並びに保健所職員等への研修指導などの技術的・専門的な業務を行っています。また、これらに関する情報を集積・解析し、県民や市町村、関係団体等に随時又は定期的に提供しています。

平成26年度には、当所が実施した危険ドラッグの検査データ等を基に「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」が制定され、知事指定薬物制度の創設や関係機関の連携推進など、薬物濫用防止対策が強化されました。当所には、この条例に基づく知事指定薬物の指定の際に、関係機関から収集した薬物の毒性データを評価し、分析法を検討した上で、その結果を関連審議会において報告することが求められています。

また、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱などの新興再興感染症の患者発生や感染地域の拡大によって高まった検査需要に対応するとともに、検査体制の整備並びに媒介生物の生息調査の充実を図りました。これらのアウトブレイクが発生した場合には、保健所や関係機関との連携の下、感染症情報センターとして情報発信や原因究明などを行い、感染拡大防止対策を支援する必要があります。

このような状況を踏まえ、健康福祉部関係課、保健所、医療機関からの検査依頼や支援要請に適確に対応するため、より高度な検査機器の導入、検査法の開発・改良、病原微生物のサーベイランスなどの調査研究に取り組むとともに、試験検査に係る精度管理を推進してまいります。また、感染症の発生状況や地域の健康課題に応じて、疫学調査や健康増進業務に携わる職員の専門的技術研修を実施するとともに、県民の健康に関する各種指標の現状と推移を分かりやすく提示・発信することにより、健康づくり施策に関する要因分析などについて支援してまいります。

さらに、現在の衛生研究所の建物は、老朽化が進んでおり、耐震性に問題があることから、計画的に建替え整備を行います。

今後とも、県民の安全と生活を守る環境づくり、健康危機管理体制の充実、地域保健に係わる人材養成と資質向上、健康づくりの推進に向けて、職員一同一層努力してまいりますので、県民及び関係機関の皆様には、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

平成27年10月

千葉県衛生研究所  
本木 義雄

## 千葉県衛生行政区画と施設一覧

